

新卒者就職応援プロジェクト 職場実習の実施に関する確認書

新卒者就職応援プロジェクトの職場実習に参加する者_____（以下「実習生」という。）と、実習生受入企業_____（以下「受入企業」という。）と、コーディネート等事業者山口県中小企業団体中央会（以下「コーディネート機関」という。）は、新卒者就職応援プロジェクト職場実習（以下「職場実習」という。）の実施について次の通り確認する。

第1条 実習者は、受入企業の指定する場所にて、受入企業の提供する職場実習に以下の期間参加する。

・職場実習期間：平成22年 月 日から平成22年 月 日まで

- 2 実習生は、受入企業の就業規則を尊重し職場実習に参加することとするが、作業等の強要や時間外の実習等本事業の趣旨を逸脱した受入企業からの指示等には従う必要はない。
- 3 受入企業は、実習者が適切に職場実習に参加できるよう安全および衛生に配慮するとともに、受入企業の業務に支障を生じ、もしくは受入企業の名誉および信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

第2条 実習生は、本事業の趣旨を理解した平成22年3月高校、大学等卒業者とする。なお、本事業の趣旨とは「中小企業の仕事現場等に触れながら、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得することを目指す」ことであり、アルバイト等短期労働を目的としている者は本確認書を取り交わせない。

- 2 受入企業は、本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある中小企業とする。なお、本事業の趣旨とは「実習生に対して中小企業の仕事現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得させることを目指す」ことであり、実習生に対し指導・教育等を行う意思を有さず、労働力の確保等を目的としている企業は本確認書を取り交わせない。
- 3 実習生及び受入企業は、職場実習を実施するにあたり、雇用契約に基づく使用従属関係は存在しないことを十分理解した上で、本事業に参加するものとする。

第3条 職場実習期間中、全国中小企業団体中央会が、実習生には技能習得支援助成金（日額 7,000 円）を、受入企業には教育訓練費助成金（日額 3,500 円）を支払うが、支払に関する手続き、実際の支払はコーディネート機関が代行する。なお、実習生を受け入れるために、実習生の寮等居住施設を確保する必要があるとコーディネート機関が認めた場合には、別途定める条件に従って実習生寮費助成金（日額 1,300 円相当・上限）を、受入企業に支払うものとする。

第4条 前条の各助成金は、実習生・受入企業が毎月末日にコーディネート機関に申請し、コーディネート機関は翌月末日までに、実習生、受入企業の希望する金融機関の口座に振り込むことによって支払う。なお、実習生・受入企業の申請が遅れた場合は、期日どおりに支払いが出来ない場合がある。

第5条 コーディネート機関は、職場実習開始後3箇月を経過した時点で、実習生、受入企業の職場実習継続についての意思を確認する。その結果、職場実習の継続が適当でないと認められる場合は、コーディネート機関の判断にて、職場実習を打ち切ることができる。

第6条 受入企業は、実習生の生活保護を考慮し、以下の条件にて職場実習を設定するものとする。

① 1日あたりの実施時間：7時間以上8時間以下

② 1ヶ月の実施日数（集合研修の実施日を含む）：16日以上21日以下

- 2 職場実習における1日あたりの実施時間が1日7時間を下回る場合は、技能習得支援助成金、教育訓練費助成金の支給対象とはしない。ただし、交通費その他やむを得ない事情があると認められる場合には、コーディネート機関の判断により助成金の支給を認める場合がある。
- 3 コーディネート機関が、実習生向けの研修を実施する場合は、以下の条件により行うものとする。
 - ① 研修時間は1日1回あたり5時間以上とする。（その参加のために要する移動時間を除く。）
 - ② 集合研修に参加した実習生は、集合研修実施日に職場実習に参加することはできない。
 - ③ 集合研修は、実習生の技能習得支援助成金の対象とするが、受入企業に対する教育訓練費助成金の対象とはしない。

第7条 受入企業またはコーディネート機関は、職場実習における実施時間・実施日数の取扱いについては前条第1項の規定に沿う形で設定する。なお、受入企業が設定する場合は、コーディネート機関の了解を得るものとする。

- 2 受入企業は、職場実習を実施するにあたっては別途作成するカリキュラムに則り実施することとし、カリキュラムを逸脱した実習や作業、時間外での実習や作業等は行わせないこととする。

第8条 受入企業は、実習生に給与または手当、金品その他名目を問わず一切支払わないものとする。

- 2 受入企業は、実習生に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせないものとする。

3 受入企業は、実習生に自動車等の車輛の運転をさせないものとする。

4 受入企業は、実習生から本職場実習の実施に関し、金銭などを受け取ってはならないものとする。

第9条 実習生は、受入企業の営業上の秘密、取引先の秘密その他受入企業において知り得た秘密事項を他人に漏洩してはならない。職場実習終了後についても同様とする。

第10条 受入企業は、実習生を受入れた場合には当該受入企業の都合により受入期間満了前に実習生の受入を止めることは出来ない。ただし、次の各号に該当する場合はその限りではない。

- ① 受入企業の事業縮小その他やむを得ない事由があるとき。
- ② 実習生の精神または身体の障害により将来においても職場実習プログラムに耐えられないと認められるとき。
- ③ 実習生の実習態度が著しく不良であり、改善の見込みがないとき。
- ④ 実習生の故意または過失により受入企業またはコーディネート機関に損害を与えたとき。
- ⑤ その他前各号に準ずる事由のあるとき。

2 前項ただし書の事由により、職場実習の受入を止める場合は、あらかじめコーディネート機関の同意を得るとともに、コーディネート機関から実習生に連絡するものとする。

第11条 実習生が故意または過失により受入企業またはコーディネート機関に損害を与えた場合であって、コーディネート機関が妥当と認めた場合には、その全部または一部の賠償をコーディネート機関から実習生に対して求めることができる。

2 受入企業が故意または過失により実習生またはコーディネート機関に損害を与えた場合であって、コーディネート機関が妥当と認めた場合には、その全部または一部の賠償をコーディネート機関から受入企業に対して求めることができる。

第12条 コーディネート機関は、受入企業と実習生双方の連絡及び調整、本事業の適正かつ円滑な推進ならびに実習生の実習目的確保を図るため、受入企業及び実習生からの苦情等の申し出を受ける者を必ず定めるものとする。

2 コーディネート機関は、実習生から職場実習に関し苦情等の申し出を受けたときは、迅速かつ適切な解決を図るものとし、その結果について実習生に通知しなければならない。

第13条 職場実習終了時において、受入企業は実習生の技能・ノウハウの習得状況等について、コーディネート機関に対し書面にて報告するものとする。

2 受入企業は、前項の書面をコーディネート機関が実習生の求めに応じて実習生に開示することを了承したものとする。

3 受入企業またはコーディネート機関は、第1項の書面の取扱いについては十分に注意し、実習生の同意を得ずして第三者に開示してはならない。

第14条 実習生は、やむを得ない事情があるときは、いつでも職場実習の終了をコーディネート機関に申し出ることができる。

2 実習生は、受入企業または他の企業と雇用契約を締結する場合には、職場実習から脱退しなければならない。

第15条 コーディネート機関は、実習生及び受入企業が、虚偽の申告や不正な手段により助成金を入手した場合、または本事業の評価を著しく低下させる行為等を行った場合には、助成金を支払わず、または既に支払った助成金がある場合には、その返還を求めることができる。

2 実習生及び受入企業は、前項の請求があった場合には、その額を支払わなければならない。

第16条 実習生が従事する職場実習に起因して被った身体の障害(負傷または疾病をいう。以下同様とする。)に対して、コーディネート機関は、保険金が給付された範囲で次条以降に定める見舞金を支払うものとする。なお、本見舞金は全国中小企業団体中央会またはコーディネート機関が受入企業にかわり加入する保険にて補填されるものとする。

第17条 見舞金の種類は次のとおりとする。

- ① 障害見舞金
- ② 遺族見舞金
- ③ 治療見舞金

第18条 受給資格者は、受入企業を受入れた実習生、かつ、職場実習実施中の者とする。ただし、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という。)の適用があった者は除く。

第19条 実習生(見舞金の受取人を含む。)または受入企業の故意または過失によって身体の障害を被った場合及び正当な理由なく療養の指示に従わず身体の障害の程度を増進させ、もしくはその回復を妨げたときは、第17条に規定する見舞金の全部または一部を支払わない。

2 実習生が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付き自転車を運転している間に生じた事故によって被った身体の障害については、第17条に規定する見舞金を支払わない。

3 長期間にわたり実習をおこなうことにより、その実習特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものによって被った身体の傷害については、第17条に規定する見舞金を支払わない。

第 20 条 実習生が被った身体の障害が職場実習に参加するための移動(以下「通所」という。)の途上で生じたと認められる場合には、保険金が給付された範囲で第17条に規定する見舞金を支払う。ただし、コーディネート機関が事前に実習生に確認した、通所経路・通所手段であることを見舞金支給の条件とする。

第 21 条 実習生が第16条に規定する身体の障害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じた場合、保険金が給付された範囲で障害の程度に応じて別表に定める額を障害見舞金として支払う。

2 後遺障害等級は労災法施行規程別表に準じて決定する。

第 22 条 実習生が第16条に規定する身体の障害を被り、その直接の結果として死亡した場合、保険金が給付された範囲で1,000万円を遺族見舞金として法定相続人に支払う。

第 23 条 実習生が第16条に規定する身体の障害を被り、その治療を受ける場合、保険金が給付された範囲で以下各号にかかる実費を治療見舞金として支払う。

① 身体の障害を被った日から1年以内に発生した実習生の一部負担金(公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」「家族療養費」「特定療養費」「入院時食事療養費」「移送費」及び「家族移送費」の支払の対象となる療養に要する費用について、実習生が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金ならびに一部負担金に相当する費用及び入院時の食事療養に要した費用のうち標準負担額をいう。)。ただし、当該一部負担金に対して支払われるべき給付等(公的医療給付制度を定める法令の規定による「高額療養費」等の給付、第三者からの損害賠償金をいう。)がある場合には、当該給付等を控除した額。ただし、通算で1,000万円を限度とする。

② コーディネート機関が必要と認める治療を受けるための交通費。ただし、通算で20万円を限度とする。

③ コーディネート機関が必要と認める実習生が入院した場合の2親等以内の親族による見舞のための訪問・滞在費用。ただし、通算で20万円を限度とする。

第 24 条 受入企業は、第16条に規定する身体の障害について、法律上の賠償責任に基づき支払うべき損害賠償金がある場合には、この見舞金規定により支払われる見舞金を損害賠償金に充当する。

第 25 条 本確認書に定めのある事項の解釈及び定めのない事項に疑義、紛争等が生じた場合は、実習生・受入企業・コーディネート機関が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項の協議が整わない場合には、実習生、受入企業はコーディネート機関の決定に従わなければならない。

付記 本事業の実施につき、コーディネート機関に対する委託元が全国中小企業団体中央会以外の場合は、第3条前段及び第4条前段並びに第 16 条における「コーディネート機関」は、「全国中小企業団体中央会から支払関連業務を委託されている機関」と読み替えるものとする。

別表 後遺障害等級と見舞金の額

障害の等級	見舞金の額	障害の等級	見舞金の額
第1級	1,000万円	第8級	200万円
第2級	1,000万円	第9級	160万円
第3級	1,000万円	第10級	120万円
第4級	800万円	第11級	80万円
第5級	700万円	第12級	60万円
第6級	600万円	第13級	40万円
第7級	400万円	第14級	20万円

【参考】一覧表

	事由	金額	備考
障害見舞金	実習に起因 (含む通所)	障害の程度により 20万円～1,000万円	等級別の金額は別表参照
遺族見舞金	実習に起因 (含む通所)	1,000万円	
治療見舞金	実習に起因 (含む通所)	①治療費／自己負担額実費 ②入通院交通費／実費 ③親族訪問滞在費／実費	①1年以内の費用／他の 給付等ある場合は控除 1,000万円限度(通算) ②20万円限度(通算) ③20万円限度(通算)

以上、本確認書の合意の証として、本書3通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

【実習生】

(現住所) _____

(氏名) _____ 印

(生年月日) 年 月 日生

(卒業年月) 2010年3月卒

※平成22年3月卒業以外の方は、本プロジェクトの対象外となります。

【保護者】(実習生が未成年者の場合必要)

(住所) _____

(氏名) _____ 印

※本確認日に年齢が満20歳に達していない方は、保護者の同意が必要です。

【受入企業】

(所在地) _____

(企業名) _____ 印

(受入責任者) _____ 印

【コーディネート機関】

(所在地) 山口県山口市中央4-5-16

(コーディネート機関名) 山口県中小企業団体中央会 印

(コーディネート責任者) 会長 清 弘 和 毅 印